

会 議 録

会議の名称	令和6年第1回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和6年1月31日（金）午後3時から午後4時まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	【例規等審査委員会委員】 （委員長）吉田副市長 （委 員）森吉副市長、小泉参与、並木市長公室長、前田総務部長、 山崎環境産業部長、西川福祉部長、土本教育・こども部長、 東政策企画室長、奥人事課長、門林財政課長 【事務局職員】 （総務管財室）西川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、松阪主任 【担当課職員】 （総務管財室）高垣課長、澤田総括主査 （文化遺産活用課）前田次長、森下課長、千葉課長補佐

会議の議題	1 審査案件 (1) 和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正 (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 2 報告案件 (1) 和泉市附属機関に関する条例の一部改正 (2) 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正 (3) 和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部改正 (4) 和泉市手数料条例の一部改正（宅地造成及び特定盛土等規制法関係） (5) 和泉市手数料条例の一部改正（消防法等関係） (6) 和泉市国民健康保険条例の一部改正 (7) 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 (8) 和泉市公文書の管理等に関する条例の制定<パブコメ後> (9) 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部改正 (10) 和泉市水道事業給水条例の一部改正 (11) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (12) 和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (13) 和泉市いずみの国歴史館条例の一部改正<パブコメ後> (14) 和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正<検察協議前>
会議の要旨	・令和6年第1回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和6年第1回定例会に提案する条例案及び検察協議前の条例案で、軽易なものについて報告を行った。
会議録の作成方法	☐全文記録 ☒要点記録
記録内容の確認方法	☐会議の議長の確認を得ている ☒出席した委員全員の確認を得ている ☐その他（ ）
その他の必要事項	会議非公開

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
	1 審査案件 （１）和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正
吉田委員長	人事課から条例案について説明をお願いします。
人事課	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、簡単に言うと、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにするものだ。改正の理由については、資料に記載のとおりであるが、少し補足したい。令和2年度に会計年度任用職員制度が導入された際には、国の非常勤職員に期末手当・勤勉手当が支給されていなかったため、国との均衡を考えて、期末手当・勤勉手当の支給は見送られた。その際に、国でも検討課題とされて、まずは期末手当の支給を可能とする法改正がされた。その後、国の非常勤職員に対して、広く勤勉手当が支給されるようになった。そして、地方自治体の会計年度任用職員に対しても、地方自治法の改正により、令和6年4月から勤勉手当を支給できるようになった。国から地方に対して会計年度任用職員に勤勉手当を支給するように指導がされていることや、他団体も勤勉手当を支給する方針であること等を踏まえて、本市においても、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するように条例改正をしようとするものである。
吉田委員長	事務局から確認事項についての報告をお願いします
事務局	事務局からは1点確認事項がある。条例案では、会計年度任用職員の期末手当の支給率が、再任用職員や任期付職員と同等に設定されているが、他の自治体では、正職員と同等に設定しているところもある。本市においては正職員と同等にしないのかを担当課に確認し、以下の回答を得た。会計年度任用職員は、職責等に鑑みて、再任用職員に待遇を合わせる制度設計をしていたことから、勤勉手当についても、再任用職員と同等の水準としている。しかしながら、他団体の動向や国からの通知から、正職員と水準を合わせる必要性も認識しており、財政状況も考慮しつつ、段階的に引き上げていくことを検討している。
門林委員	概要資料には、市全体の影響額は約1億円とある。勤勉手当の支給率は再任用職員と同水準とのことであるが、今後、支給率を正職員と同水準に引き上げた場合の財政的な影響額を教えて欲しい。
人事課	令和5年6月の約600人に対する支給実績を元に行った試算であるが、勤勉手当を0.975月分で計算した場合の影響額は約1億円であるが、期末手当及び勤勉手当を正職員と同等にすると、更に合計2億3000万円が必要となる。その内訳は、期末手当を再任用職員と同等の1.375月分から正職員と同等の2.45月分にすると1億1500万円、勤勉手当を

	再任用職員と同等の0.975月分から正職員と同等の2.05月分にすると1億1500万円 で、合計2億3000万円だ。
門林委員	会計年度任用職員の年収はどれくらいになるのか。また、他の市町村と比較したときにそれは高いのか低いのか、わかるならば教えて欲しい。
人事課	会計年度任用職員の年収は、勤勉手当を支給するように条例改正した場合、約250万円、正職員と同水準の期末・勤勉手当にすると約290万円と想定している。他の市町村との比較でいうと、月額給与に関しては、本市の一般的な事務補助員は、最低賃金と同程度のため、他の市町村と比べて高すぎることはない。期末・勤勉手当に関しては、他の市町村は正職員と同水準としているところもあるので、本市はやや低いと認識している。ただし、会計年度任用職員の勤務時間は、市町村によってまちまちで、本市の場合は1日7時間30分と正職員とほぼ同等の勤務時間であるが、もっと短くして人件費を減らしている市町村もある。
吉田委員長	期末・勤勉手当の段階的な引き上げを検討していることは、議会等で質問されても答えられることか。
人事課	段階的な引き上げを検討していることは明言する。市長及び両副市長の了承も得ているものと認識している。
東委員	勤勉手当の支給に伴い約1億円の影響があるとのことであるが、これは地方自治法の改正に伴うものであり、地方交付税等の国からの財源措置はあるのか。
人事課	財政課に確認したところ、令和6年度地方財政対策の中で、地方交付公共団体の会計年度任用職員に勤勉手当を支給することについて、国全体で1810億円の地方財源を確保すると示されているとのことである。これに、令和5年度の国の地方交付税の総額に占める本市に交付される金額の割合を掛けると約1億円となる。丁度会計年度任用職員の勤勉手当支給による影響額と同程度であり、支給率の根拠にもなっている。
小泉委員	段階的に会計年度任用職員の勤勉手当の支給率を正職員と同程度に引き上げるとのことであるが、どのくらいの期間をかけて引き上げていく予定か。
人事課	他市町村と比較して、本市の支給率が長期間に渡って突出して低い状況が続くことは望ましくないと考えている。財政状況や組合との交渉もあるので、明確な時期の目途は設定していないが、現時点では5年以内を想定して、組合とも交渉していきたい。

小泉委員	令和6年4月から会計年度任用職員の勤勉手当の支給率を正職員と同等にする市町村もあると聞か、大阪府下の他市町村の状況はわかるか。
人事課	政令指定都市を除く市町に調査したところ、正職員と同等としている市町が大半で、再任用職員と同じ水準とするのは忠岡町のみ。正職員よりも低い独自の支給率を設定するのは、寝屋川市、羽曳野市、能勢町、岬町となっている。
小泉委員	なぜ和泉市は正職員と同等の支給率としないのかを議会で質問されたときに、どのように回答するか。
人事課	本市の会計年度任用職員の職責は、再任用職員と同程度であること、そして財政状況を理由に説明を行う。また、将来的な引き上げは検討していることも伝えたい。
小泉委員	本市よりも財政状況が悪い中で、正職員並みの支給率としている市町もあると思うが、その点を質問されたときの回答も準備しておいてほしい。 再任用職員の期末・勤勉手当の支給率が従来どおりで、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給率が正職員並みに引き上げられた場合に、会計年度任用職員の年収が再任用職員の年収を上回ることあるのか。
人事課	現在フルタイムの再任用職員の年収は約390万円程度である。一般的な事務補助員である会計年度任用職員の年収が再任用職員の年収を上回ることはないが、建築職や相談員等の専門的な会計年度任用職員の場合は、通常の会計年度任用職員の最大1.5倍まで支給が可能である。それらの者については、期末・勤勉手当が正職員並みになると、年収は約440万円で、再任用職員の年収を上回る。
吉田委員長	(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 事務局から確認事項について説明がある。
事務局	事務局から担当部署に3点確認を行った。 1点目、現行の条例では重大事態に係る事実確認の調査審議の日額が、委員長2万3千円、委員2万円と規定されているが、それに該当しない案件の審議を行うことはないのか。担当部署の回答は、本市におけるいじめの現状やいじめ防止に関する取り組み等についての審議を行うこともあるが、その場合は、他に定めがない附属機関の報酬として日額8千円の支給を行うとのことであった。

	2点目、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務とはどのようなものか。担当部署の回答は、学校における聞き取り調査や報告書の作成等を想定しており、具体的な内容については、別途基準を作成する予定とのことであった。 3点目、他自治体では部会を設置してその中で調査審議を行っている例があるが、和泉市では部会を設置する必要はないのか。担当部署の回答は、自治体によっては、案件が多く発生し、同時期に調査審議しなければならない場合などがあることから部会制をとっているところもあるが、和泉市において、現時点ではそのような事情はなく部会の設置は行わないとのことであった。
吉田委員長	この審査案件について、質問や意見はあるか。
前田委員	参考資料の執行基準の2の(3)に、支給金額は1時間当たりの単価に1か月の従事時間数の合計を乗じて得た額とあり、勤務従事時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げるとある。これらは、今回の条例改正からは読み取れないと思うが、このような処理を行う根拠はどこにあるのか。別で規則を制定するのか。
人事課	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条で、報酬の支給方法は、この条例に定めるほか、給与条例の例によるとされている。給与条例では、職員の超過勤務は1か月分を合計して、1時間未満の端数は30分未満は切り捨て、それ以上は切り上げるものとされている。これに準じて算出するものであり、今回の条例改正には記載されていないところである。
前田委員	承知した。
東委員	和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例では、いじめ防止対策委員会の委員は学識経験者、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者から委嘱するものとされている。学識経験者として弁護士に委嘱するほか、臨床心理士の委嘱も想定しているか。
学校教育室	弁護士、臨床心理士、社会福祉士等を想定している。
東委員	今回の条例改正の報酬額は、日本弁護士連合会のガイドラインを参考にしているが、弁護士以外の委員にもこの報酬基準を適用するものとする。報酬単価は弁護士も弁護士以外にも同一であるが、弁護士が主となって事務を行うため、総額としては弁護士への支払い額が多くなるものと考えてよい。

学校教育室	一般論として、今回条例で定める特別な勤務は、聞き取り調査については、弁護士と臨床心理士、あるいは弁護士と社会福祉士というように、一人は弁護士が担うことを想定している。その後の報告書の作成については、大部分を弁護士が担うことが多いと考えられるため、支払額の合計は、ご指摘のとおり弁護士への支払いが多くなると想定している。
門林委員	再確認だが、報酬の金額の根拠は日本弁護士連合会のガイドラインであるが、弁護士以外の委員の委嘱も想定しており、弁護士の委員もそれ以外の委員も同一の報酬単価ということによいか。
学校教育室	お見込みのとおりである。役割が同一であるため、報酬単価も同一とした。他の市町村においても、委員となる者の職種によって報酬単価に差をつけている市町村は見当たらない。
門林委員	特別職の報酬は日額が基本であるが、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときに、今回定めようとする時間額が適用されるものとされている。そして日額により難しい場合の例として、資料では報告書等の文書起案作業等があげられているが、他の審議会等では、報告書等の文書起案作業は事務局が担っていることが多い。これらの事務局が担うことが多い作業が、日額により難しい特別な勤務の例としてあげられている理由はあるか。
学校教育室	いじめ事案においては、教育委員会事務局が調査の対象となる場合がある。その場合、公平性・中立性の確保のために、第三者の委員のみで調査・審議を行い、報告書等の文書起案作業も委員が自ら担うことがあるため、このように設定している。
門林委員	報告書等の文書起案作業は、弁護士である委員が自ら行うとのことであるが、聞き取りの場には、事務局の職員は同席するのか、それとも聞き取りも委員のみで行うのか。
学校教育室	事案による。教育委員会が調査対象となる場合で、事務局の職員が聞き取りの場に同席することが公平性・中立性を阻害するものと判断されるときは、事務局が聞き取りに同席しないことも考えられる。一方で、事務局が公平性・中立性を阻害することなく、その役割を果たすことができると判断されるときは、事務局職員が同席することも考えられる。
門林委員	いじめ防止対策委員会の場合は、事務局が教育委員会のため、教育委員会が調査対象となる事案において、公平性・中立性の確保のため、委員が自ら報告書等の文書起案作業等を担うことは理解できる。いじめ問題再調査委員会の場合は、事務局は市長部局のため、事務局が調査対象となることは考えにくいですが、その場合でも、委員が自ら報告書等の文書

	起案作業等を担うことは想定し得るか。
学校教育室	これも事案による。事務局が事案に関与している場合は、事務局は報告書等の文書起案作業に関わらないことも考えられる。しかし、再調査委員会においては、多くの場合事務局は事案には関与していないため、事務局が報告書等の文書起案作業を担うこともあろう。
吉田委員長	2 報告案件 報告案件について、事務局から補足事項があれば説明されたい。
総務管財室	(8)和泉市公文書の管理等に関する条例の制定及び(13)和泉市いずみの国歴史館条例の一部改正について、前回の例規等審査委員会でパブリックコメント前審査を行い、1月1日から1月25日までの期間パブリックコメントを実施した。その結果、2件のコメントがあったため、報告したい。 1件目は、過去に市の施設の修繕を請け負った業者からだと思うが、過去に修繕を請け負った市の施設に図面がなくて苦勞したことがあるので、施設が供用されている間は図面は廃棄しないようにしてほしいというもの。 2件目は、特定歴史公文書について、オンラインで検索や利用予約ができるようにしてほしいというもの。 いずれも条例の内容に変化を与えるものではないため、報告案件とした。 つづいて、本日の資料にはないが、和泉市介護保険条例で定める介護保険料の保険料率を改正する必要がある。当初提案議案とする予定であり、資料が完成後、改めて各委員に周知を行う。
吉田委員長	介護保険条例については、審査案件ではなく報告案件のため、この場で周知し、後日各委員に資料提供を行うことで済ませるということでよいか。
総務管財室	現時点で十分な資料がないため、具体的な改正内容はわからないものの、政令及び省令の改正に伴う条例改正のため報告案件に該当するものと認識している。資料が完成後、報告案件として問題ないか、委員長に相談したい。
吉田委員長	昨日の副市長レクで国民健康保険条例の一部改正について説明を受けた。法令の改正に伴う条例改正という点で、介護保険条例の一部改正と同種のものであるが、両者のバランスを考えたときに、介護保険条例の一部改正は、資料を各委員に提供するだけで十分に検討を行ったと言えるのか。本委員会は、議会での質問に備えるためという目的があり、その観点からも事後的な資料提供で十分なのか疑問である。

小泉委員	担当部署は当初この条例改正は追加議案とし、その一方で、それに伴う予算は当初予算案に計上していた。しかし、財政課や総務管財室と協議を行い、条例案と予算案は同時に提案すべきとして、条例改正も当初議案とすることになったと聞いている。条例案は現時点で未完成なのか。
事務局	新旧対照表等はまだ担当部署から提供されていない状況だ。
小泉委員	改正内容や資料を十分に整理したうえで、審査案件とするのか報告案件とするのか、委員長に相談がいるのではないかな。
前田委員	政省令の改正に伴う条例改正であれば、報告案件として別途副市長レクをするのが一般的だと思う。
門林委員	介護保険条例は、3年前にも保険料率の改正を行っているのだから、その際に審査案件としたのか報告案件としたのかも参考になると思う。
小泉委員	話は変わるが、国保条例の改正は議案を2つに分割するという話もあったが、どうなったのか。
事務局	国保条例について、国からの条例例の提供が遅れていたため、他の箇所だけ先に改正することも検討していたが、その後、条例例が示されたため、1つの条例案で改正を行うことになったと聞いている。
小泉委員	担当部署から委員長への報告はあったのか。
吉田委員長	条例案を分割するかもしれないという報告を受けた際に、国は当初議案に間に合う時期に条例例を示すはずだ、それくらいは地方議会のことをわかっているだろうという話はしたが、その後条例例が当初議案に間に合ったという報告は受けていない。
事務局	担当課から改めて委員長への報告を行うように伝えておく。
吉田委員長	副市長レクという形で審査を行うように高齢介護室と調整を行うように。
事務局	承知した。
吉田委員長	報告案件について、他に意見はないか

土本委員	病院事業の設置等に関する条例の改正について、これまでの和泉市立病院新改革プランに替わって和泉市立総合医療センター経営強化プランが策定されるため、条例中の計画名を改正するものであるが、新計画は令和6年度から令和9年度までの4年間の計画であり、4年後再度条例改正が必要になる。例えば病院に関する基本計画というような表記にすれば、計画変更のたびに条例を改正する必要はなくなると思うが、この点について、事務局と担当課で調整は行っているか。
事務局	ご指摘の点については、担当課に確認済みである。経営評価委員会の担当事務の範囲を明確にするために、あえて病院の経営に関する計画等の抽象的な表現とはせず、国のガイドラインに沿った計画名を条例にも反映させたいとの担当課の意向であった。なお、大阪府下の他の市町村の条例を確認したところ、池田市において「市立池田病院の経営計画」という記載があったが、抽象的な書き方をしている自治体は、確認できた範囲ではそこくらいで、他の自治体においては、改正前の現行規定であるが、「〇〇病院新改革プラン」と条例中に記載されていた。
吉田委員長	計画変更のたびに改正を行うということか。
事務局	殆どの自治体では、条例に具体的な計画名が記載されているため、計画が変更されるたびに条例の改正を行っているものと考えられる。
吉田委員長	和泉市と同じやり方だな。
土本委員	4年後に計画が変われば、再度条例を改正を行うことで、担当課と認識を合わせられているのならば問題ない。
門林委員	任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の概要資料の2に、「別表(第2条関係)の給料月額を改正する」とあるが、条例案がついていないため、別表の確認ができない。また、これらの概要資料については、議会に提出している課は多いのか。細かいことだが概要の体裁が議案ごとに微妙に異なることも少し気になる。
事務局	各委員会の補足資料として概要を使用している課は多いようであるが、例規等審査委員会の概要資料をそのまま使っているのか、更に補足をしているのかは課による。この条例案についていえば、概要資料だけでは分からないところがあるので、補足するように担当課に伝えようと思う。

奥委員	この条例案の担当課ではないが、人事課の場合、ややこしい条例案ならば補足資料を議会に示すが、簡単なものならば、正式な議会資料という形ではなく、説明会で簡単な紙を渡したり、条例案本文のみで説明することもある。担当課の意向はわからないが、これくらいの内容ならば、わざわざ概要資料をつけないかなという気はする。
吉田委員	結論としてはケースバイケースということか。
事務局	概要資料は、基本的なひな形があるので、それと異なる様式であったり、説明不足なところがあれば、個別の議案審査の中で修正するように対応していく。
吉田委員	他に質問や意見はないか。 以上で和泉市例規等審査委員会を終了する。 以上